

発行日：2003年8月27日（ほぼ月刊）

発行：中野区区長室基本構想担当

〒164-8501東京都中野区中野4-8-1

電話03-3228-5572

☆メールマガジンや基本構想改定に関するご意見・ご連絡は下記アドレスへ
kihonkoso@city.tokyo-nakano.lg.jp

☆メールマガジンのバックナンバーをご覧になりたい方はこちらへ

<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kikaku/kousou/magazine.html>

☆現在の中野区基本構想（昭和56年制定）をご覧になりたい方はこちらへ

<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kikaku/kg028.html>

■もくじ

- ◇ 速報 基本構想改定に向けた、職員プロジェクトチームの提案書がまとまりました
 - ◇ 【ひとこと解説】特別区制度改革とは？
 - ◇ 傍聴案内
 - ◇ 編集後記
-

■速報 基本構想改定に向けた、職員プロジェクトチームの提案がまとまりました

基本構想に盛り込むべき内容に関して、中野区職員の立場から検討を続けていた職員プロジェクトチーム（名称「21世紀の中野を考え実践する職員プロジェクトチーム」）の提案がまとまりました。

同プロジェクトチームは、事務局の呼びかけに応じて集まった、さまざまな所属や職層の職員約80名が、4つの分野に分かれて昨年9月末から議論を進めていたものです。

いま、中野区が進めている基本構想の改定は、幅広い区民参加によって内容の検討を進めています。ことし2月に基本構想審議会を設置して、基本構想に盛り込むべき内容について諮問し、3月にはその審議会のもとに区民145人からなる「基本構想を描く区民ワークショップ」が発足して分野別の検討が続いています。今回の職員プロジェクトチームの提案は、こうした区民のみなさんによる検討や、区の組織としての検討を進める上での、議論の素材としてまとめたものです。

提案書の内容は、検討に参加した職員が自由に発想し議論した結果になっており、今後、この提案や区民のみなさんによる検討状況などに基づきながら、区としての検討を進めることにしています。したがって、この提案そのものが区の方針や考え方ではありません。

提案書のくわしい内容は、区役所1階・区政資料センターや各地域センター、区立図書館でご覧いただけるほか、9月上旬には中野区ホームページでご覧いただけるよう、準備を進めています。

今号は、提案書の中から、分野ごとに描かれている「中野のまちの将来像」を抜粋してご紹介します。なお、この提案については次号でもくわしくご紹介する予定です。

分野：持続可能な活力あるまちづくり
（産業振興、みどりと環境、まちづくり、防災等）

人材の宝庫としての中野の資源を最大限活かし、人と人との結びつきを創出し、人づくりなどが活発になり、「住みやすいまち」「安全なまち」「儲かるまち・賑わうまち」が実現している。そこでは、さまざまな世代の区民が、他人への思いやりや地域に対する愛着をもって、利便性が高いまちだからこそ享受できる「ゆとりある生活」を送っている。

分野：自立してともに成長する人づくり
（教育、子育て、男女平等、人権等）

区民だれもが、かけがえのない人間として尊重され、いきいきと生活でき

る地域社会がある。そこでは、保育サービスが充実し、魅力ある学校教育が行われるなど、ファミリー層が住み続けられる環境が整っている。地域コミュニティが再生され、人と人のつながりが、地域での子どもたちの成長を支援している。学校は地域の活動拠点や生涯学習の場としても活用されており、また、区職員はさまざまな区民活動のコーディネーターとしての役割を果たしている。

分野：支えあい安心して暮らせるまち
(保健・福祉、地域活動等)

誰にもやさしいデザインが確保された、多様性に富んだ施設・サービスが供給される市場（ヒューマンサービス市場）が形成されている。その市場では、すべての区民が権利を守られるだけでなく、自己実現・自立のための区民共通の認識のもとに、一人ひとりが身の丈にあった働き方で、自分らしく、自由に参加し支えあうことができる。そんな「中野ブランド」が全国的に認知されるようなまちをめざす。

分野：新しい自治のあり方
(行財政運営、参加、施設配置のあり方等)

モチベーションの高い小数精鋭の職員により、簡素で効率的な区政運営が行われ、区民にとって価値の高いサービスが提供されて、区と区民の情報の共有も進んでいることから、中野区は「住みたいまち」として高く評価されている。同時に、区民が参加しやすい、さまざまな形の自治のしくみがあり、納得できる形で政策が形成され、区政が運営されている。また、施設サービスについては、区と民間事業者の役割が明確で、相互に補完・協力しながら区民に良質なサービスを提供している。さらに、施設や在宅サービスに加え、その中間領域のサービスメニューも整い、区民が選択して利用できるようになっている。

■【ひとこと解説】特別区制度改革とは？

今回、中野区が基本構想を改定する理由として、近年の社会状況の大きな変化があげられます。こうした変化の中の1つに、平成12年度に実現した「特別区制度改革」があります。

特別区制度改革とは、どんなものなのでしょうか？

昭和27年の地方自治法の改正以来、中野区など東京23区(特別区)は、一般の市とは異なって、大都市行政の統一的・効果的運営を図るために、都の内部的団体とされ、事務権能や財政制度上のさまざまな制約を受けてきました。

そのため、特別区と東京都は、
a. 区を市町村と同じ基礎的自治体にする、
b. 区民に身近な仕事は都から区へ移管する、
c. 区の財政自主権を確立する
の3つを柱に、制度の改革に取り組んできました。

特別区と都は、平成6年12月、(1)特別区を基礎的な地方自治体に位置づけること、(2)清掃事業などの身近な事務を都から区へ移管すること、(3)特別区の財政自主権を強化すること、を目標とする「都区制度改革に関するまとめ(協議案)」を国に提出し、地方自治法などの法令改正を要請しました。しかし、平成7年、8年、9年の通常国会では、残念ながら制度改革に係る関係法令の改正は行われませんでした。

その後、早期の法改正を実現に向けて、区民、区議会とともに粘り強い運動を続けた結果、平成10年4月に、制度改革に関する「地方自治法等の一部を改正する法律」が成立し、同年5月8日に公布されました。これによって、平成12年4月からの特別区制度改革が実現したわけです。

平成12年2月には、都区協議会で平成12年度分の都区財政調整制度について合意が成立し、都48%、区52%の割合で財源配分を行うことも決まりました。さらに同年3月には、制度改革の適切で円滑な実施と適正な行政運営を図るため、「地方自治法等の一部を改正する法律等の施行による都区制度改革実施大綱」を都と区の双方で決定しています。

こうして、平成12年4月1日から、特別区は市と同様の基礎的な地方公共

団体と位置付けられ、名実ともに区民に身近な仕事を担う自治体になりました。このときに、清掃事業をはじめ教育（教科書の取り扱いなど）、まちづくり（都市計画決定権限など）など、区民生活にかかわりの深い多くの事務が特別区に移管されています。

移管された仕事のうち代表的なものが、一般廃棄物の収集と運搬です。中野区では、中野清掃事務所がこの業務を担当しています。さらに、収集したごみの中間処理（可燃ごみの焼却など）は、特別区を構成団体として設立された、東京二十三区清掃一部事務組合が処理をしています。

（なお、今後の特別区における中間処理のあり方については、現在、23区の区長で構成する区長会で協議されています。中野区には清掃工場も、最終処分場もありません。23区を構成するひとつの区としての責任を果たしながら、ごみの安定的な処理体制を確立することは、大きな課題になっています。）

特別区制度改革から3年が過ぎた今、都区財政調整制度における調整財源の配分割合をどうするか、という課題※がなお残されています。これについては都と特別区の間で協議を進めているところですが、今後も都と区の状況により的確に対応した都区財政調整制度をつくりあげることで、特別区の財政運営の自主性、自律性を高めていく必要があるといえます。

※【参考】

平成12年に都区協議会で「協議すべき主要5課題」として、清掃関連経費や大都市事務の役割分担の状況、都市計画事業の実施状況等に見合った配分について協議していくことが確認されています。

■傍聴案内（どなたでも傍聴ができます）

☆8月末と9月の基本構想審議会

8月30日（土）午後1時から5時まで、9月22日（月）午後7時から9時まで、いずれも区役所会議室で開催します。8月30日には「これまでの論点整理」のほか、「施設配置のあり方」などを検討する予定です。
9月の議題は未定です。

☆8月26日から9月までの区民ワークショップ[予定]

- (1) 第1分野「持続可能な活力あるまちづくり」
9月6日（土）午前10時から正午まで、区役所・9階 第11、12会議室で。
9月16日（火）午後7時から9時まで、区役所・1階 特別集会室で。
- (2) 第2分野「自立してともに成長する人づくり」
9月9日（火）午後7時から9時まで、勤労福祉会館・3階 大会議室で。
9月27日（土）午前10時から正午まで、中野体育館・地下1階 会議室で。
- (3) 第3分野「支えあい安心して暮らせるまち」
9月13日（土）午前10時から正午まで、区役所・7階 第3会議室で。
9月29日（月）午後7時から9時まで、区役所・7階 第3会議室で。
- (4) 第4分野「新しい自治のあり方」
8月26日（火）午後6時から9時45分まで、区役所・9階 第11、12会議室で。
9月2日（火）午後7時から9時まで、区役所・9階 第11、12会議室で。
9月20日（土）午前10時から正午まで、区役所・7階 第9、10会議室で。
- (5) リーダー・サブリーダーによる調整会議
8月28日（木）午後7時から9時まで、区役所・7階 第3会議室で。

■編集後記

台風が日本列島を縦断した8月9日、第3分野のワークショップ会合が行われました。時折暴風雨が吹き荒れる中、多くのメンバーが会場に集まり、

ふだんと同じように、活発な議論が展開されていました。歩いて来る途中で、服がびしょり濡れてしまった方もいたはずなのに、そんな愚痴はまったく出ず、すぐに本題の検討に入っていきます。

そんなみなさんの姿に、あらためて心強く感じた担当者Aでした。(^^)

※アドレスの変更、配信中止のご連絡も下記アドレスへどうぞ。
kihonkoso@city.tokyo-nakano.lg.jp